

# 武力攻撃やテロなどから 身を守るために



このマークは、ジュネーヴ諸条約追加議定書 I に規定されており、国民保護組織、その要員、建物及び物品の保護並びに避難所を識別するための特殊標章です。

静岡県

# 静岡県国民保護計画に

「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）」が平成16年9月に施行されました。

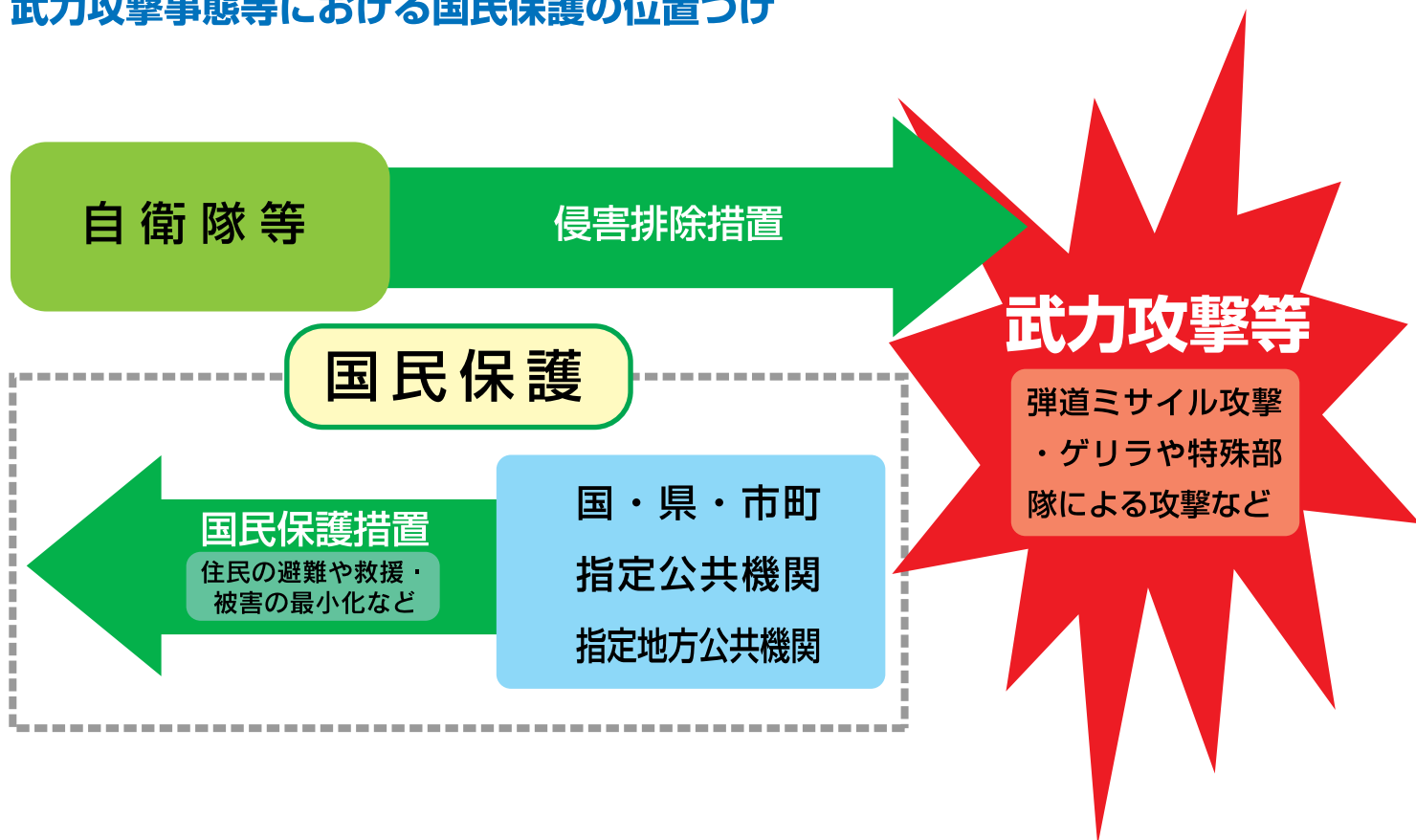
国民保護とは、この法律に基づき、外国からの武力攻撃やテロなどから、国民の生命、身体及び財産を保護することです。

万が一、こうした事態が発生した場合には、国が定める対処基本方針に基づき、国、県、市町などが連携協力して、住民の避難や救援、被害の最小化などの国民保護措置を実施します。

静岡県は、長年培ってきた防災に関する知識と経験を活かし、的確かつ迅速に国民保護措置を実施するため、平成18年3月に「静岡県国民保護計画」を作成しました。

# ついてご説明します

## 武力攻撃事態等における国民保護の位置づけ



## 国民保護が対象とする事態

武力攻撃事態	着上陸侵攻
	ゲリラや特殊部隊による攻撃
	弾道ミサイル攻撃
	航空攻撃

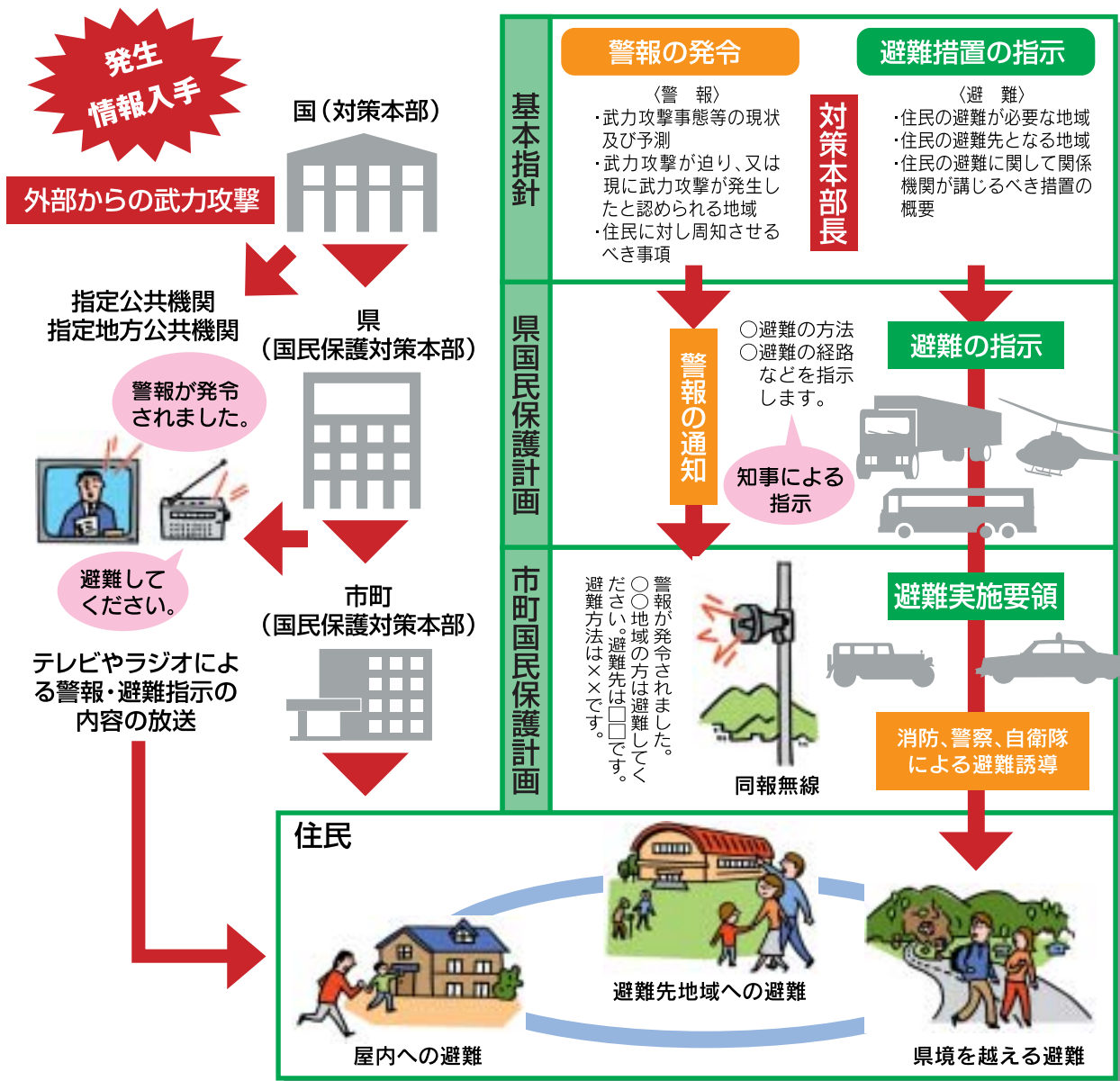
緊急処理事態	危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態
	多数の人が集合する施設及び大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態
	多数の人を殺傷する特性を有する物質による攻撃が行われる事態
	破壊の手段として交通機関を用いた攻撃が行われる事態

# 国民保護措置の内容

## 避難

国から避難措置の指示を受けた知事は、市町長を経由して住民に対し、避難の指示を行います。

市町長は、消防等を指揮し、避難住民の誘導を行います。



## 〈事態に応じた避難〉

屋内への避難	弾道ミサイル攻撃等が行われ、時間的余裕がない場合には、一時的に屋内に避難します。その後、事態の推移や被害状況によって、他の地域に避難します。
避難先地域への避難	移動の安全が確保され、時間的余裕がある場合には、バス等の交通手段を利用して、他の地域に避難します。
県境を越える避難	大規模な着上陸侵攻等が行われた場合には、国の総合的な方針に基づき、他の都道府県に避難します。

## 救援

避難住民等の生活を支援するために、県と市町が協力して収容施設の設置、食品・飲料水の提供、医療の提供など、救援に関する措置を実施します。

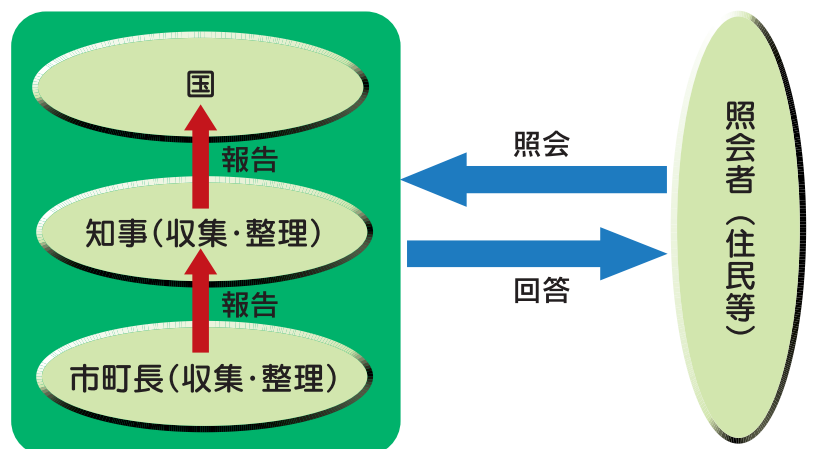


### 〈安否情報の収集・提供〉

国、県、市町は、住民等からの照会に応ずるために、速やかに安否情報を収集・整理し、提供します。  
(なお、個人情報の保護には、十分留意します。)



### 安否情報の収集・提供のしくみ





## 武力攻撃に伴う被害の最小化

武力攻撃に伴う被害をできるだけ小さくするために、国、県、市町及び関係機関が必要な措置を行います。

生活関連等施設（原子力発電所、ダム、鉄道施設など）の安全の確保、警備の強化、立入制限などを行います。



危険物、毒物、劇物、高圧ガスなどの取扱所での製造等の禁止、制限などを行います。



警戒区域の設定を行います。

区域内への立入制限、立入禁止及び退去命令を行います。



消火、救急及び救助の活動を行います。



## 住民への協力要請

県国民保護計画では、「国民保護措置を実施するに当たり、必要があると認めるときは、住民に対し、以下に掲げる援助について協力を要請する」こととしています。

この場合の要請に当たっては、強制にわたらないように留意し、協力者の安全確保に十分配慮します。

### 1 避難住民の誘導に必要な援助



### 2 避難住民等の救援に必要な援助



### 3 消火、負傷者の搬送、被災者の救助などに必要な援助



### 4 保健衛生の確保の実施に必要な援助



# 日頃からの備え

地震等の災害に対する日頃からの備えとして、非常持ち出し品や備蓄品を、家族構成を考えて用意しておきましょう。これらの備えは、武力攻撃やテロなどが発生し、避難しなければならない場合等においても大いに役立つものと考えられます。

## 標準的な対応用品

### 非常持ち出し品

携帯用飲料水		<p>小さな子どもがいる家庭は…</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ミルク</li> <li>紙おむつ</li> <li>ほ乳びん</li> </ul>
食品(カップめん、缶詰、ビスケット、チョコレートなど)		
貴重品(預金通帳、印鑑、現金など)		
パスポートや運転免許証		
緊急用品		
ヘルメット、防災ずきん		
軍手(厚手の手袋)		

懐中電灯
衣類(セーター、ジャンパー類)
毛布
携帯ラジオと予備の電池
マッチ、ろうそく (水に濡れないようにビニールでくるむ。)
使い捨てカイロ
ウェットティッシュ
筆記用具(ノート、えんぴつなど)

緊急用品として、外傷に対応できる各種用品、常備薬などを備えておきましょう。

<p>三角きん 包帯</p>	<p>消毒ガーゼ きれいなタオル</p>	<p>ばんそうこう (大・小)</p>	<p>体温計</p>
<p>はさみ ピンセット</p>	<p>傷口用の 消毒液</p>	<p>常備薬 (かぜ薬など)</p>	<p>安全ピン</p>

さらに、新聞紙や大きなゴミ袋は、防寒や防水に役立ちますので、備えておくとよいでしょう。

### 備蓄品(3日分が目安)

飲料水 9リットル(3リットル×3日分)	
ご飯(アルファ米 <sup>(※)</sup> ) 4、5食分	
ビスケット 1、2箱	
板チョコ 2、3枚	
缶詰 2、3缶	
下着 2、3組	
衣類 スウェット上下、セーター、フリースなど	

(※)アルファ米とは、一度炊いた米を乾燥させたもので、お湯や水を注ぐだけで食べられるため、非常食としても活用できます。

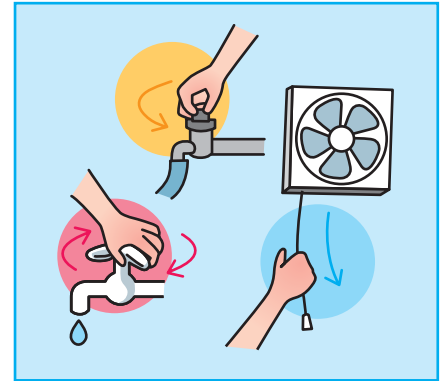
# 警報が発令されたら…

武力攻撃等が迫っている場合には、同報無線等から警報のサイレン音（※）が鳴ります。

## 直ちにとっていただきたい行動

### 1. 屋内にいる場合

- ドアや窓を全部閉めましょう。
- ガスや水道、換気扇を止めましょう。
- ドア、壁、窓ガラスなどから離れて座りましょう。



### 2. 屋外にいる場合

- 近隣の堅ろうな建物や地下施設など、屋内に避難しましょう。
- 自家用車等を運転している方は、できる限り道路外の場所に車両を止めてください。  
やむを得ず道路に置いて避難するときは、道路の左側端に沿ってキーを付けたまま駐車する等、緊急通行車両の通行の妨害とならないようにしてください。



## 落ち着いて情報収集に努めましょう

- テレビやラジオ、同報無線などを通じて伝えられる各種情報に耳を傾け、情報収集に努めましょう。



## 避難の指示に従いましょう

- 行政機関からの避難の指示としては、屋内への避難、市町や県の区域を越えた遠方への避難などが考えられます。
- 状況に応じて適切な指示が出されますので、指示に従って落ち着いて行動しましょう。

（※）なお、サイレン音は、内閣官房のホームページにある国民保護ポータルサイトでお聴きいただけます。

国民保護のしくみに関する詳しい情報は、下記のホームページでご覧いただけます。

国民保護ポータルサイト(内閣官房) <http://www.kokuminhogo.go.jp/>

総務省消防庁 <http://www.fdma.go.jp/>

首相官邸 <http://www.kantei.go.jp/>



### 静岡県総務部防災局防災政策室

〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6

電話：054-221-2456 FAX：054-221-3252

e-mail：boukei@pref.shizuoka.lg.jp